

東日本大震災に伴う災害廃棄物の受け入れについて

このたび、特別区長会・宮城県女川町・東京都・宮城県の四者は、女川町の災害廃棄物を区内の全清掃工場で焼却処理し、その焼却灰を都埋立処分場で処分することについて、基本合意しました。

東日本大震災で発生した災害廃棄物は、2千300万トン余りと、被災地復旧の大きな妨げとなつておらず、能力的・時間的に限界がある被災地での処理に対し、支援が必要です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

● 受け入れる災害廃棄物

女川町で発生した木くず等の災害廃棄物(約5万トン)を受け入れます。受け入れにあたっては、国の「災害廃棄物広域処理の推進に係るガイドライン」の安全基準を満たしたものだけを受け入れるよう、被災地からの搬出時に、アスベスト等の有害物質の除去と放射能測定を行います。

● 試験焼却

試験焼却結果の検証後、24年2月以降に開始し、25年3月まで受け入れます。

【問合せ】生活環境課ごみ減量計画係(本府舎7階) ☎ (5273) 3318へ。

東日本大震災等により都内に避難されている方へ 都営住宅等・民間賃貸住宅への入居について

東京都では、東日本大震災等により岩手県・宮城県・福島県から避難している方に対し、応急仮設住宅として都営住宅等や都内の民間賃貸住宅への入居を、12月28日(水)まで受け付けています。ご希望の方は、お問い合わせください。

● 都営住宅等への入居

【対象】▼①福島県に住んでいた方で、東日本大震災等により都内に避難している方、▼②岩手県・宮城県に住んでいた方で、東日本大震災等により居住継続が困難になり都内に避難している方

【問合せ】東京都都市整備局指導管理課(西新宿2-8-1、都庁第二本府舎20階) ☎ (5388) 3300(平日午前9時~午後5時)へ。

【問合せ】民間賃貸住宅への入居

【対象】右記①②のいずれかに該当し、▼通学・通院・介護など個別の事情で、都営住宅等では適切な住宅が見つからない方、▼すでに賃貸借契約を締結して都内の民間賃貸住宅にお住まいで、所定の条件を満たし、貸し主等の同意を得て都の借上契約に切り替えができる方

【問合せ】民間賃貸住宅による避難者受入れ

東京都相談センター(渋谷区渋谷2-17-5、東京都防災・建築まちづくりセンター内) ☎ (0120) (9118) 3338(平日午前9時~午後5時)へ。



- 休日急患テレホンセンター・休日夜間診療(4月1日(日)から移転)
【新電話番号】 ☎ (3208) 2223
- 健康診査・がん検診等の会場(4月2日(月)から移転)

区内在住で「広報しんじゅく」を折り込み配布している新聞(朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売)を購読している方のご自宅に、区の委託業者がお届けしています。高齢者の方、障害のある方や広報紙を配布している施設(※)が近くにない方はご利用ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【配布日】原則として「広報しんじゅく」の発行日(毎月5日(月)・15日・25日)

※「広報しんじゅく」は新宿区ホームページでもご覧いただけます。また、特別出張所・図書館・ことぶき館・児童館等の区の施設、区内の主な駅・郵便局・スーパー・マーケット、ファミリーマート(一部店舗・区内65店)・東京都公衆浴場・新宿区新聞販売業生活衛生同業組合加盟店・新聞販売店等で配布しています。

【問合せ】区政情報課広報係(本府舎3階) ☎ (5273) 34064・(5272) 5500へ。

平成23年第4回区議会定例会 区長が提出した議案は次のとおりです。

【問合せ】総務課総務係(本府舎3階)
☎ (5273) 3505へ。

提出議案

- ◆予算案2件
- 平成23年度補正予算
 - 平成23年度新宿区一般会計補正予算(第4号)
 - 平成23年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ◆条例案5件
- 新設の条例
 - 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - 一部改正の条例
 - 新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - 新宿区保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例
- ◆その他20件
- (仮称) 四谷保健福祉施設・清掃センター等建設建築工事請負契約
 - (仮称) 四谷保健福祉施設・清掃センター等建設電気設備工事請負契約
 - (仮称) 四谷保健福祉施設・清掃センター等建設空調換気設備工事請負契約
 - (仮称) 新宿区立新宿リサイクル活動センター等建設建築工事請負契約
 - 特別区道の路線の認定について(3件)
 - 公の施設の指定管理者の指定について(13件)
- *提出議案を追加する場合もあります。

万引き防止啓発番組 ケーブルテレビで放送中

万引きのない明るいまちを目指して 「たかが万引き」では済まされない!

- 放送時間(いずれも11チャンネル・毎日3回同じ時間に放送)
- ▼ 東京ケーブルビジョン ☎ (0120) 591225・午後0時45分・8時45分・11時15分から
- ※番組は新宿区ホームページで動画配信しているほか、危機管理課でDVDを貸し出しています。
- 【問合せ】危機管理課危機管理係(本府舎4階) ☎ (5273) 4592へ。

新宿区は「万引きを許さないまち」を宣言し、「万引きをしない・させない・見逃さない」の強い決意で万引き防止啓発活動に取り組んでいます。12月31日(土)まで放送しています(10分番組)。

まち」を宣言し、「万引きをしない・させない・見逃さない」の強い決意で万引き防止啓発活動に取り組んでいます。12月31日(土)まで放送しています(10分番組)。

まち」を宣言し、「万引きをしない・させない・見逃さない」の強い決意で万引き防止啓発活動に取り組んでいます。12月31日(土)まで放送しています(10分番組)。